令和3年度

大山崎町一般会計予算書

## 第20号議案

令和3年度大山崎町一般会計予算

令和3年度大山崎町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,989,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出 予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの 最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の 経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の 各項の間の流用

令和3年2月24日 提 出

大山崎町長 前川 光

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 町税		2, 764, 334
	1 町民税	945, 627
	2 固定資産税	1, 618, 766
	3 都市計画税	96, 086
	4 軽自動車税	26, 855
	5 町たばこ税	77,000
2 地方譲与税		29, 760
	1 自動車重量譲与税	21,000
	2 地方揮発油譲与税	7, 500
	3 森林環境譲与税	1, 260
3 利子割交付金		1,500
	1 利子割交付金	1,500
4 配当割交付金		14, 000
	1 配当割交付金	14,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14, 000
6 法人事業税交付金		33,000
	1 法人事業税交付金	33,000
7 地方消費税交付金		300,000
	1 地方消費税交付金	300,000
8 環境性能割交付金		4,000
	1 環境性能割交付金	4,000
9 地方特例交付金		57,000
	1 地方特例交付金	27, 000

款	項	金	額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補		30,000
	てん特別交付金		
10 地方交付税			650, 000
	1 地方交付税		650, 000
11 交通安全対策特別交付金			2, 200
	1 交通安全対策特別交付金		2, 200
12 分担金及び負担金			91, 953
	1 負担金		91, 953
13 使用料及び手数料			67, 174
	1 使用料		56, 396
	2 手数料		10, 778
14 国庫支出金			694, 922
	1 国庫負担金		547, 480
	2 国庫補助金		143, 361
	3 委託金		4, 081
15 府支出金			445, 656
	1 府負担金		269, 187
	2 府補助金		138, 075
	3 委託金		38, 394
16 財産収入			18, 980
	1 財産運用収入		18, 978
	2 財産売払収入		2
17 寄附金			52, 063
	1 寄附金		52, 063
18 繰入金			54, 160
	1 特別会計繰入金		1, 154
	2 基金繰入金		53, 006

(単位:千円)

款	項	金額
19 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
20 諸収入		132, 098
	1 延滞金・加算金及び過料	2, 601
	2 町預金利子	13
	3 貸付金元利収入	20, 240
	4 雑入	109, 244
21 町債		557, 200
	1 町債	557, 200
歳	合 計	5, 989, 000

歳 出 (単位:千円)

款	項	金	額
1 議会費			99, 415
	1 議会費		99, 415
2 総務費			688, 609
	1 総務管理費		533, 571
	2 徴税費		62, 938
	3 戸籍住民基本台帳費		66, 190
	4 選挙費		18, 783
	5 統計調査費		498
	6 監査委員費		6, 629
3 民生費			2, 457, 940
	1 社会福祉費		1, 233, 007
	2 児童福祉費		1, 224, 933
4 衛生費			495, 310
	1 保健衛生費		225, 599
	2 清掃費		269, 711
5 労働費			21, 947
	1 労働費		21, 947
6 農林水産業費			28, 107
	1 農業費		14, 419
	2 林業費		13, 688
7 商工費			25, 119
	1 商工費		25, 119
8 土木費			568, 138
	1 土木管理費		134, 005
	2 道路橋りょう費		267, 876
	3 河川費		1
	4 都市計画費		166, 256

(単位:千円)

款	項	金    額
9 消防費		368, 245
	1 消防費	368, 245
10 教育費		689, 180
	1 教育総務費	150, 095
	2 小学校費	176, 477
	3 中学校費	54, 585
	4 社会教育費	226, 428
	5 保健体育費	81, 595
11 災害復旧費		2
	1 災害復旧費	2
12 公債費		536, 988
	1 公債費	536, 988
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳    出	· 合 計	5, 989, 000

## 第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
京都府知事選挙ポスター掲示場設置等多	委託事業	令和	14年度		500千円	

## 第3表 地方債

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふるさとセンター施設等整 備事業	千円 2,700	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	政府資金又は民間資金 等(証書借入又は証券 発行)。ただし、証券 発行の方法による場合 においては、発行価格 は額面金額100円につ き99円以上とする。	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び民間資金等につい て、利率見直しを行っ た後においては、当該 見直し後の利率)。	政府資金についてはその融 資条件、民間資金等の場合 にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町 財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
保育所施設等整備事業	800	II	11	II	II
急傾斜地崩壊対策事業	5, 800	II	11	II	II
雨水施設整備事業	3, 900	II	II	II	II
町道整備事業	136, 800	II	II	II.	II
公園整備事業	4, 800	II	II	11	II.
桂川・小畑川水防倉庫更新 事業	300	II	II	II	II.

起債の目的	限	度額	起債の方法	利    率	償還の方法
小学校施設等整備事業	21, 100	II	11	11	IJ
中学校施設等整備事業	7, 100	II	II	"	II.
岩崎運動広場改修事業	13, 900	II	II	II	II.
臨時財政対策債	360,000	II	11	11	n
計	557, 200				